

## 会員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第53条の規定に基づき、公益財団法人大隅基礎科学創成財団（以下「本財団」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会員)

第2条 本財団の目的、事業に賛同する法人又は団体は、理事長の承認を得て会員となることができる。会員は、財団を恒常的に支援するものとする。

### (理事会への報告)

第3条 理事長は新たに前条の会員となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告する。

### (入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の会員申込書を提出するものとする。

### (会費)

第5条 会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

- (1) 上場企業、又は直前期の年商が100億円以上の法人・団体：1口 100万円
- (2) (1)以外の法人・団体は、入会時に本財団と協議をするものとする。

### (会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本財団が主催、共催するセミナー、講演会等に本財団が定める料金で参加することができる。
- (2) 本財団のロゴを本財団のガイドラインに従って名刺等に印刷し、財団の活動を支援している旨を示すことができる。
- (3) 本財団からメール等による情報提供を受けることができる。

### (会費の使途)

第7条 第5条の会費は、会員が使途を特定したものを除き、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、その残余を管理費に使用することができる。

### (除名)

第8条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至つ

たとき

(3) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき

2. 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならぬ。

(退 会)

第9条 会員は、入会した月を1カ月目として、3年経過後、退会通知を本財団に提出することにより、退会することができる。

2. 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、2021年9月16日より施行する。